

静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の管理に係る協定書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の管理について次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、静岡市児童発達支援センター条例（平成15年静岡市条例第156号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、乙に条例第14条各号に掲げる静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の管理（以下「管理業務」という。）を行わせる。

2 管理業務は、業務仕様書（別紙1）及び事業計画書（別紙2）にしたがって行うものとする。

3 乙と静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の利用者との間の具体的な利用契約については、それぞれの責任において、取り交わすこととする。

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（管理費用）

第4条 甲が支払う管理業務に要する費用は、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 ―円）とする。

（管理報告）

第5条 乙は、毎月の管理業務の処理状況を翌月15日までに事業報告書として甲に提出するとともに、第3条の期間終了後50日以内に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

（経費の支払）

第6条 乙は、第4条に定める経費に係る請求書を次の表に掲げるところにより甲に提出するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に概算払により支払うものとする。

区 分	請求期間	支 払 金 額	摘 要
第1回目	4月	円	—

第2回目	8月	円	—
第3回目	11月	円	—

2 乙は、協定の期間終了後、精算に係る報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、速やかにこれを精算するものとする。精算は仕様書に定めるとおりに行う。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7 乙は、指定管理者の地位及び管理業務に関して生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(業務の委託等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、条例第14条に規定する業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(委託の方法)

第9条 前条の規定により、乙が第三者に指定管理業務を委託するときは、市に準じた形式によって業者選定から検収に至る手続を実施するものとする。

(損害賠償)

第10条 乙は、管理業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 管理業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(帳簿等の保存)

第11条 乙は、管理業務の会計に関する帳簿及び書類等を、その完結の日から10年間保存するものとする。

(個人情報の保護に関する事項)

第12条 乙は、管理業務を実施するにあたり、個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙3）に定める事項を遵守しなければならない。

(情報公開)

第13条 乙は、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の趣旨に即して、自らが保有する指定管理業務に係る情報の公開に努めなければならない。

(利用者等からの意見聴取)

第14条 乙は、管理業務の実施に当たり、施設の利用者及び市民から意見聴取を行うものとする。

る。

2 前項の規定により意見聴取を行う場合、乙は、実施時期、内容及び方法等について甲と協議するものとする。

3 乙は、前2項の規定により実施した意見聴取の内容について、甲に報告するものとする。
(指定取消等に伴う損害賠償)

第15条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消し、又は管理業務の全部又は一部を停止した場合において、乙に損害が生じて、甲は一切の責めを負わない。

(市長への報告等)

第16条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(災害時におけるリスク分担、役割等)

第17条 管理業務として地震、風水害、火災等の災害時に実施する業務におけるリスク分担、役割等については、甲、乙協議の上、あらかじめ事業計画書に定めるものとする。

2 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の施設が管理業務以外の業務として静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、地震、風水害、火災等の大規模災害時に避難所等に指定された場合は、甲及び乙は、別途「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結するものとする。この場合において、乙は、甲が別に示す「指定管理者災害対応の手引」に基づき大規模災害時等の体制を整備しなければならない。

3 乙は、静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」の施設が地域防災計画により避難所等に位置付けられない場合であっても、災害発生時の状況により甲から災害対応について協力を求められた場合は可能な限りそれに応じるものとする。

4 前項の協力に応じたことに伴い発生した損害及び追加費用に係る負担の取扱いについては、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第18条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、

規則等を含む。) の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 難 波 喬 司

乙

別紙 3

個人情報の保護に関する取扱仕様書

(個人情報保護の基本原則)

- 1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この協定で規定する業務を実施するにあたり、個人情報の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、この協定で規定する業務に関して、知り得た個人情報の内容を他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

- 3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においても、この協定で規定する業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は協定の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 乙は、この協定で規定する業務に関する個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を特定し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

- 5 乙は、この協定で規定する業務に関する個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この協定で規定する業務に関して知り得た個人情報を協定の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 7 乙は、甲の指示又は承諾があつた場合を除き、この協定で規定する業務を実施するにあつて、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

- 8 乙は、この協定で規定する業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この協定の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(再委託等における個人情報の取り扱い)

- 9 乙は、甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

(事故発生時における報告)

- 10 乙は、この個人情報の保護に関する取扱仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。